省　令

○総務省令第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十六の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の七第一項中「損壊したときは」の下に「、政治資金適正化委員会の定める様式に従い」を加え、同条第二項中「、再交付申請書」を「、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書」に改める。

第十四条の八及び第十四条の九を次のように改める。

（変更登録の申請）

第十四条の八　法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

（登録の抹消に関する申請等）

第十四条の九　法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。

2　法第十九条の二十三第二項の規定による届出は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

第十四条の十を削り、第十四条の十一を第十四条の十とし、第十四条の十二を第十四条の十一とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第三項の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（後発医薬品）

第四条の二　法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

一　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品

二　薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品

第十四条第三項中「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を削る。

附　則

この省令は、生活保護法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

○農林水産省令第七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十三号を第四十四号とし、第三十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　フルオキセチン、その塩類及びそれらの製剤

別表第三中第百十六号を第百十八号とし、第九十三号から第百十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九十二号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　フルオキセチン

別表第三中第九十一号を第九十二号とし、第三号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　アルファキサロン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。